

被扶養認定に必要な提出書類一覧表

扶養する家族の状況	提出/添付書類		証明書類発行元	同一世帯でなくてもよい人								同一世帯が条件の人				備考	
	種類	原 本		配 偶 者 ①	父 母 ②	子 ③		孫・弟妹 ②		祖 父 母 ②	兄 姉 ②	甥・姪		義 父 母	叔 父 叔 母		
						修了者	義務教育中	修了者	義務教育中			修了者	義務教育中				
必ず提出する書類	被扶養(追加・削除)異動届		○		-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	書式リンク先	
	被扶養者の状況報告書		○		-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	収入が給与収入のみの場合	労働条件通知書		○	勤務先	○	○	★	-	★	-	○	○	○	○	発行日から3年以内	
	収入が給与収入以外もある場合	所得(収入)証明書	○		市区町村	○	○	★	-	★	-	○	○	○	○	発行日から3か月以内	
	親族・同一世帯の証明	世帯全員分の住民票…"続柄"記載必須	○		市区町村	-	○	★	-	★	○	○	○	○	○	★全日制の高校生は不要	
該当する場合に提出する書類	退職 以下の書類のいずれか ・健康保険資格喪失証明書 ・離職票 ・退職証明書 ・退職日が記載してある証明書			○	以前加入していた健康保険または前勤務先	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	失業給付 受給終了	雇用保険受給資格者証 "支給終了"記載		○	ハローワーク	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	全ページをコピー	
	失業給付 受給期間延長	受給期間延長通知書		○	ハローワーク	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	パート・アルバイト等就労 ※労働条件通知書が提出できない場合	以下の書類のいずれか ・給与明細…直近3か月分 ・給与見込証明書…1年間分		○	勤務先	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	個人事業/不動産所得がある	確定申告書(経費明細含)…直近1年分		○	税務署	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	個人事業を廃業	個人事業の廃業届出書		○	税務署	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	年金受給中	直近の年金振込通知書		○	日本年金機構等	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	受給(予定)しているすべての年金(厚生年金・企業年金・障害年金・遺族年金等)	
	年金受給予定	年金見込額通知書		○	日本年金機構等	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	出産手当金 受給終了	出産手当金支給決定通知書		○	以前加入していた健康保険	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	傷病手当金 受給終了	傷病手当金法定期間受給満了通知書 傷病手当金支給決定通知書		○	以前加入していた健康保険	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○		
	被保険者と別居中 (配偶者・配偶者と同居の家族を除く) ④	振込明細書…直近3か月分		○	金融機関	-	○	★	-	★	-	○	○	不可	不可	不可	現金手渡し不可 ★全日制の高校生は不要
	親族・同一世帯の証明	海外から日本へ家族呼び寄せ	世帯全員分の住民票…"在留期間・続柄"記載必須	○		市区町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		養子縁組	世帯全員分の住民票…"続柄"記載必須	○		市区町村	-	-	-	-	○	○	-	-	-		
	障害者	障害者手帳		○	市区町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		直近の年金振込通知書		○	日本年金機構等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
全日制の高校生	在学証明書	○		学校法人	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		
他健保の任意継続被保険者	任意継続資格喪失証明書		○	以前加入していた健康保険	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○			

- ① 内縁関係の場合は配偶者と同等だが、同一世帯が条件
- ② 世帯分離は、別居扱いのため仕送り証明が必要
- ③ 配偶者が別の健保等に加入している場合は、子は原則として年収の多い方の被扶養者とするので配偶者の年収を証明できる「源泉徴収票(写)」または「所得証明書」を提出のこと
- ④ 全日制以外の高校生、高等専門学校生、大学生は在学証明書でも可